

金銭消費貸借契約書

貸主 _____（以下「甲」という。）と借主 _____（以下「乙」という。）は、次のとおり金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条（貸借の内容）

甲は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日附午前・午後 ____ 時 ____ 分、乙に対し、金 _____ 万円を貸し付け、乙はこれを借り受けた。かかる連帯保証人は、 _____。

第2条（利息）

利息は第1条に規定する金員に対して年 15%（365 日日割計算）の割合とする。

第3条（返済期日）

乙は、甲に対し、第1条の金員及び第2条の利息金を、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日午前・午後 ____ 時 ____ 分までの利息を附加して、元本金と合わせて返済する。

第4条（返済方法）

乙は、甲に対し、第1条の金員及び第2条の利息金を甲に持参、若しくは甲が指定する銀行口座宛に支払う。

第5条（遅延損害金）

乙は、第3条の返済期日に返済を遅滞したとき、又は次条により期限の利益を喪失したときは、甲に対し、最終返済日又は期限の利益を喪失した日の翌日から支払日まで第1条の金員の年 14.6%（365 日日割計算）の割合による遅延損害金を支払う。

第6条（期限の利益喪失）

乙について次の各号の事由が一つでも発生した場合には、甲からの通知催告がなくても、乙は当然に期限の利益を失い、直ちに第1条の金員及び第2条の利息金全額を支払う。

- (1) 本契約に基づく債務の一つについてでもその履行を遅滞し、又は違約したとき
- (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は乙がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- (4) 営業を停止したとき
- (5) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
- (6) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更

があったとき

- (7) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
- (8) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき
- (9) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止もしくは変更又は解散の決議をしたとき
- (10) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

第 7 条（相殺）

甲及び乙は、別途書面で合意した場合を除き、本契約に係る元本返還請求権又は利息支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

第 8 条（届出義務）

乙は、次の事項について、当該事項発生後直ちに甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1) 住所の変更
- (2) その他財産又は信用に関する重大な変更

第 9 条（費用負担）

本契約書作成に要する印紙その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。

第 10 条（合意管轄）

本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた事項については、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

第 12 条（公正証書の作成）

本契約を公正証書（強制執行認諾附）にすることを乙は、承服する。

この合意の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 午前・午後 ____ 時 ____ 分

▼貸主（債権者）

（甲） 住所

氏名

⑩

生年月日 西暦 年 月 日 生まれ

電話番号 ()

▼借主（主債務者）

（乙） 住所

氏名

⑩

生年月日 西暦 年 月 日 生まれ

電話番号 ()

▼連帯保証人 氏名

右連帯保証人 _____ とは別途、連帯保証契約を締結する。（民法 446 条 2 項）